

札幌 AI 人材育成プログラム「E 資格チャレンジ」企画・運營業務 仕様書

1 業務名

札幌 AI 人材育成プログラム「E 資格チャレンジ」企画・運營業務

2 事業の目的

一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下「当財団」という。）と札幌市では、2017 年から、先端技術の活用による地域経済の発展等を目的とした、産学官連携組織の札幌市イノベーション推進コンソーシアムのもとに、「Sapporo AI Lab（札幌 AI ラボ）」を運営している。この札幌 AI ラボでは、札幌市を拠点に AI 技術関連の情報発信や啓発活動、企業活動に役立つビジネス創出を支援する取組を実施しており、そのうち人材育成の取組においては、昨年度までに延べ 1,000 名の受講者に向け研修を行い、一定の成果を上げてきたところである。しかし、Chat GPT をはじめとする生成 AI の進化とそのビジネス活用が進む中で、実践的なスキルを持つ技術者の需要が急速に高まっており、札幌 AI ラボとしてもこれに対応するための取組を強化する必要がある。

そこで、「AI 技術の社会実装」に向けて非常に重要な役割を果たすディープラーニングについて、その理論を理解し、適切な手法を選択して実装する能力や知識の習得を支援するため、札幌市内で業務を行うシステムエンジニアやプログラマーなど技術者を主な対象として、一般社団法人日本ディープラーニング協会（以下「JDLA」という。）が実施する「E 資格（エンジニア資格）」の資格試験合格を目指す『札幌 AI 人材育成プログラム「E 資格チャレンジ」』を実施する。資格を明示できる AI 人材を育成し、本市に集積させることで、AI 技術の社会実装を先導する都市「さっぽろ」を目指す。

以上のことから、本業務では、札幌 AI 人材育成プログラム「E 資格チャレンジ」の企画・運営を委託する。

3 業務内容

(1)E 資格チャレンジの企画（企画立案、スケジュール策定、カリキュラム作成）

以下に示す条件を基に、実施内容についての企画立案から全体スケジュール、カリキュラム作成を、当財団と協議のうえ実行すること。

（ア）目的：JDLA が実施する、2026 年第 1 回「E 資格（エンジニア資格）」の合格者輩出

（イ）対象者：札幌市内で業務を行うシステムエンジニアやプログラマー、またはそれに準ずる経験を持つ者

(ウ) 受講者：20名以上で上限を25名とする。

(エ) 受講者から徴収する参加費用：11,000円（税込）／名

・E資格受験料は、社会人：33,000円（税込）であるが、札幌AIラボが実施するAI人材育成の取組として、受験料及びJDLA認定プログラム受講費の大半を助成する形で徴収する。

・JDLAへの受験料の支払いについては、受講者から徴収した参加費用に加え、受託者に不足分を補填する形で受験料を納付すること。

(オ) スケジュール（予定）：

JDLAより2026年第1回「E資格（エンジニア資格）」の試験日程が未発表であるため、下記スケジュールのうち、E～Gについては現時点での予定とする。試験日程が発表され次第、当財団と協議のうえ確定すること。

A 受講者の募集期間（2025年8月1日～8月30日）

B 受講者の募集期間終了後、スキル確認のためのテストを実施（2025年9月上旬）

C 選考結果発表、受講者確定（2025年9月上旬～中旬）

D キックオフイベント（2025年9月下旬～10月上旬）

E JDLA認定プログラム実施期間（2025年10月1日～2026年1月31日）

F フォローアップ講座、勉強会（2025年10月下旬～2026年2月上旬）

G 試験直前勉強会（2026年2月上旬）

(カ) カリキュラム：

JDLAが実施するE資格の受験資格を得るために修了が必須となる「JDLA認定プログラム」とすること。また、現行のシラバスに適応した講座とすること。

(2) 受講者の募集・選定（募集方法・選定方法）

(ア) 募集方法

・HPでの情報発信。札幌AIラボHP（<https://www.s-ail.org/>）や札幌市エレクトロニクスセンターHP（<https://www.elecen.jp/>）を活用し、開催概要や実施内容の発信、参加者募集等を効率的・効果的に行うこと。

・HPに掲載する、開催概要、募集要領、申込フォームのURL等については、当財団と受託者が協力して作成すること。

・申込フォーム：Googleフォーム等で作成し、受託者にて申込者を管理すること。

・申込時取得情報：氏名、年齢、メールアドレス、勤務先名、業務経験、保有資格等

(イ) 選定方法

・E資格チャレンジ受講者の選定にあたっては、申込者全員に対してスキル確認のためのテストを実施し、その結果を基に、より合格可能性の高い順に選抜を行うこと。

・選抜試験の成績については、当財団及び札幌市経済観光局の業務担当者と共有し、合議により受講者を決定すること。

(3)E 資格チャレンジの運営（キックオフイベント、JDLA 認定プログラム、フォローアップ講座、勉強会、試験直前勉強会、受講者コミュニティ）

以下のとおり、E 資格チャレンジの運営を行うこと。

(ア) キックオフイベント

- ・日時：2025 年 9 月下旬～10 月上旬
- ・会場：札幌市内中心部（オフライン開催）
- ・当財団の業務担当者と打合せを行い、日時と会場、実施内容を決定すること。
- ・ゲスト謝金等が発生する場合は、受託者にて負担すること。
- ・当日は全体の司会進行者、補助スタッフを適宜配置し、円滑な運営に努めること。

(イ) JDLA 認定プログラム

- ・期間：2025 年 10 月 1 日～2026 年 1 月 31 日
- ・内容：E 資格認定プログラム講座
(E 資格のシラバスに対応した基礎から応用まで体系的に学べる内容)
- ・形式：e ラーニングまたはオンライン講座
- ・受講者の学習進捗に注意し、脱落者を発生させない様にフォローアップを行うこと。
- ・2 週間に 1 回を目安に、当財団の業務担当者との情報交換を行い、受講者の進捗共有を行うこと。
- ・修了者については、試験当日まで学習を継続できるよう、e ラーニング講座やオンライン講座の学習資料へのアクセスを 2026 年 2 月末まで延長すること。

(ウ) フォローアップ講座

- ・時期：2025 年 10 月下旬～2026 年 2 月上旬
- ・内容：機械学習、ディープラーニングのための数学・プログラミング基礎講座や受講者の習熟度アップのための講座
- ・回数：1 回 4 時間程度を目安に、プログラムの進捗や受講者の習熟度にあわせ、財団担当者と協議のうえ適宜開講
- ・形式：オンライン

(エ) 勉強会

- ・期間：2025 年 11 月～2026 年 1 月
- ・回数：毎月 1 回程度、1 回 1 時間程度
- ・形式：オンラインまたはオフライン
- ・土曜日、日曜日、平日夜間等、受講生が参加しやすい日時で開催すること。
- ・1 月の勉強会は、修了が危うい受講生を対象とした「修了対策特別講座」を含め

て実施すること。

- ・上記（イ）と連動する形で、脱落者を発生させない様、カリキュラムを組みフォローアップを実施する。

（オ）試験直前勉強会

- ・時期：2026年2月上旬（オンラインまたはオフライン：1時間程度）
- ・対象：JDLA 認定プログラム修了者
- ・内容：受験者の合格率アップ・全員合格を目標として、試験傾向とその対策等を学ぶ直前勉強会を実施すること。

（カ）受講者コミュニティ

Slack 等コミュニケーションツールを活用し、受講者間での情報交換や進捗状況を把握、学習意欲の維持向上につながる場を構築すること。

（4）アンケート実施、集計

本業務にて実施した（1）（2）（3）の内容について報告書を作成し提出すること。

- ・受講者に対しては、E 資格の試験終了後にアンケートを実施し、その結果を取りまとめること。
- ・事業実施内容やアンケートの集計結果項目、アンケート手法等については、受託者からの提案に基づき、委託者と協議の上、決定する。

4 KPI

本業務では、以下の数値目標（KPI）を設定する。

（ア）JDLA 認定プログラム修了者数：受講者の 9 割

（例：25 名受講の場合は 23 名とする。小数点以下は切り上げ）

- ・最終目標は、E 資格チャレンジ受講生が全員、E 資格に合格することであるが、試験当日の体調不良など不可抗力も考えられることから KPI とはしない。一方で、JDLA 認定プログラムを修了することについては、受託者の適切なフォローアップにより実現可能と考えられることから、上記とする。

（イ）本業務に対する評価

- ・全受講者へ実施するアンケートの集計結果においては、E 資格チャレンジ全体に対する評価の項目において「大変良い」「良い」といった回答が 8 割以上となるよう、本業務を実施すること。

5 実施報告書

受託者は、上記業務終了後、各事業の概要、結果等についての実施報告書を提出期限までに提出すること。なお、実施報告書には効果、改善点、課題等を含め

ることとし、具体的な効果検証を図ることができる様式とすること。

提出期限：令和8年3月25日（水）まで

6 秘密保持

- (1) 委託者は、提案者から提出された提案書等を、本業務における契約予定者の選考以外の目的で使用しない。
- (2) 受託者は、本業務に関し、委託者から受領又は閲覧した資料等を委託者の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た委託者及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。
- (4) 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

7 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、事業への参加者に係る個人情報の委託者への提供については、必ず本人の同意を得たうえで実施することとし、個人情報を取扱う際には、別記の個人情報取扱注意事項を守ることをとする。

8 履行期間

契約締結の日から令和8年3月25日（水）まで

9 その他-

- (1) 委託者は、必要に応じて事業実施状況について随時報告を求めることができる。
- (2) 本業務の履行にあたって、申し込み及び問い合わせについては、原則として受託者が対応することとする。また、クレームが発生した場合も、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、委託者に報告すること。また、対応できないクレームについては、迅速に委託者へ報告すること。
- (3) 本業務の履行に際しては、業務の管理及び統括を行うもの1名を配置すること。
- (4) 受託者は、業務遂行上の詳細な内容について、委託者と十分な打ち合わせを行い、承認を受けること。また、業務全般に関しては、最終的に委託者との協議のうえ、決定すること。
- (5) 受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。

- (6) 受託者は、本業務の遂行に当たって収集し、知り得た企業、市民等の情報等の一切の事項について、本業務の履行期間及び履行後において、外部に漏えいがないようにするとともに、目的外に使用しないこと。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定すること。
- (8) 受託者は、委託者が成果物等を広報及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律48号）第18号から第20号に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。なお、本事業に係るチラシ・ポスター等の広報物を制作する場合は、必ず、委託者の事前校正を受けること。
- (9) 受託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。
- (10) 受託者は、成果物等が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡すること。
- (11) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを委託者に対して保証すること。
- (12) 成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

以 上

別記 個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。